	第2号議案
件名す	栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関 する規則の制定について
道	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 F法律第162号)第47条の6に基づき、県立学校に学校 運営協議会を設置するため、新たに規則を制定しよう さするものである。

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

教育委員会事務局総務課

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6に基づき、県立学校に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置するため、新たに規則を制定しようとするものである。

2 規則の内容

(1) 協議会を設置する県立学校(第2条関係)

協議会を設置する県立学校は、第二期県立高等学校再編計画において特例校と位置付けられている日光明峰高校と馬頭高校とする。

(2) 学校の運営に関する基本的な方針に定める事項(第3条関係)

学校の運営に関して、校長が作成し、協議会の承認を得なければならない基本的な方針に定める事項は、法第47条の6第4項に規定されている教育課程の編成のほか、経営計画、組織編制及び予算の執行とする。

(3) 職員の任用に関する意見の対象となる事項(第5条関係)

職員の採用その他の任用に関して、協議会が教育委員会又は校長に意見を述べることができる事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

- (4) 協議会の委員の任免の手続き及び任期、協議会の議事の手続きその他必要な事項(第7、8、13、15条関係)
 - 委員は15人以内とする。(第7条関係)
 - 委員の任期は2年とし、再任可とする。(第8条関係)
 - ・ 協議会の会議は公開する。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、非公開とすることができる。(第13条関係)
 - ・ この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。(第15条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定め:木県教育委員会規則第 号 る。

月 日

田 貞 夫

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

第 るものとする。 一条 この規則は、 「学校」という。 「学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定め「法」という。)第四十七条の六第一項、第四項、第七項及び第十項の規定に基づき、栃木県立学校(以下一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下 。 (以下 下

第二条

象学校(当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、協議会を設けようとするときは、11条 法第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くもの 校長の意見を聴くものとする あらかじ 以下 同じ。 の対

第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等) 次に掲げる事項とする

- 2 運営を行うものとする。 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四一 予算の執行に関する事項 組織編制に関する事項経営計画に関する事項 頃の 規定による承認を得た基本的な方針に従 い当該対象学校の

(意見の聴取)

第四条 協議会は、 あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。| 四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、 対象学校の運営に関する基本的な 方針の

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。 いて準用する。 前条の規定は、 して意見を述べ る場合に

第六条 協議会は、対象学校の(学校の運営に関する評価) 運営状況に つい て、 少なくとも毎年度 _ 回 評価を行うものとする

(組織)

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、第七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。 (委員の任期) あらかじ め、 対象学校の校長の意見を聴くものとする。

2 委員は、再任されることができる。 第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員 の任期 は、 前任者 $\bar{\mathcal{O}}$ 残任期間とする

な 11 0 そ \mathcal{O} 職 を退 1 、た後も| 同様とする

- 2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。 **第九条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなら(委員の服務)
- 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 前二号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(委員の解任)

V

ず

ħ

カン

に該当するときは、

その委員を解任することが

できる。

委員から辞任の申出があったとき。 教育委員会は、委員が次の各号の

第十条

- 教育委員 ¥育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなけ心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。第九条(第一項後段を除く。)の規定に違反したとき。 ħ ばなら

- 第十一条 (会長及び副会長)
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。 その職務を代理する。

第十二条

- 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議-二条 協議会の会議は、会長が招集する。 5し、可否同数のときは、会長の決するところによる。会議を開き、議決することができない。

(会議の公開)

- 第十三条 ついて審議する場合

(指導及び助言等)

- 第十四条 及び助言を行うものとする。 **汁四条** 教育委員会は、協議 協議会の運営状況につ V て的確な把握を行 11 必要に応じて、 協議会に対し、
- のとする。 教育委員会及び対象学校の校長は、 協議会が適切な活動を行うことができるよう、 情報の提供に努めるも

(委任)

第十五条 この規則に 定めるもの のほ か、 協議会の 設置等に関し必要な事項は、 教育長が別に定める。

別表(第二条関係) この規則は、平成 平成三十年四月一 日 から施行する。

栃木県立馬頭高等学校栃木県立日光明峰高等学校

総務課)